

# 第8章 環境行動指針

環境行動指針は、世田谷区環境基本条例第8条に基づき、環境の保全等に関する目標の実現のため、区、区民及び事業者が環境の保全等に関して配慮すべき事項を定めるものです。

区民、事業者、行政が、それぞれの立場で、あるいは集合的に、環境の「手入れ」を行い、将来にわたって良好な環境を保つ地域社会をめざすという本計画の基本理念に沿って、環境行動に取り組み、ともに将来像の実現をめざしましょう。

## 1 区民

- 日々の暮らしが「環境」の恩恵に支えられていること、自らの行動が環境に様々な影響を及ぼしていることを認識し、環境配慮行動に取り組みましょう。
- 日常生活の全ての面にわたって、環境への負荷の低減に努めましょう。
  - ・省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの最大限の活用に取り組みましょう。
  - ・移動の際は環境負荷の低い交通手段やZEVを含む次世代自動車を利用しましょう。
  - ・生きものも立ち寄れるみどりの創出、雨水の貯留・浸透に取り組みましょう。
  - ・農地の保全と地産地消に協力しましょう。
  - ・緑化・みどりの保全に取り組み、まちの美観維持に協力しましょう。
  - ・生活騒音に配慮しましょう。
  - ・フードロスの削減、ごみの発生抑制、資源の有効利用に取り組みましょう。
  - ・CO<sub>2</sub>排出量をはじめとする環境負荷を考慮して製品・サービスを選択しましょう。
- 環境への「手入れ」につながる地域の活動に積極的に参加、協力しましょう。
  - ・環境について学ぶ機会に積極的に参加しましょう。
  - ・地域のまちづくり、公園やみどりの維持管理、資源回収、地域清掃などの活動に参加、協力しましょう。

## 2 事業者

- 事業活動が「環境」の恩恵に支えられていること、また事業活動が環境に様々な影響を及ぼしていることを認識し、事業活動のあらゆる場面において、豊かな環境を保全し、創出に努めましょう。
- 環境法令を遵守し、地域住民の健康と安全を守りましょう。
- 事業活動の全てにわたって、環境負荷の低減に努めましょう。
  - ・省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの最大限の活用に取り組みましょう。
  - ・自動車使用の抑制・効率化、ZEVを含む次世代自動車の利用・導入に努めましょう。
  - ・敷地内の緑化、みどりの保全、雨水の貯留・浸透に努めましょう。
  - ・まちの美観維持に協力しましょう。
  - ・騒音、振動、悪臭等の発生抑制に努めましょう。
  - ・ごみの発生抑制と資源の有効利用に取り組みましょう。
  - ・CO<sub>2</sub>排出量をはじめとする環境負荷が小さい製品・サービスの提供に努めましょう。
  - ・従業員への環境教育、環境意識の啓発に努めましょう。
- 環境への「手入れ」につながる地域の活動に参加、協力しましょう。

## 3 区

- 全職員が、主体的に環境配慮行動に取り組みます。
- 環境法令を遵守し、区民の健康と生活環境を守ります。
- 環境問題への対応には行政組織の横断的取組みが不可欠であることを認識し、業務の執行に努めます。
- 事業活動の全てにわたって、環境負荷の低減に努めます。
  - ・省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの最大限の活用に取り組みます。
  - ・事業構築、計画策定において、脱炭素の視点を取り入れ、実施します。
  - ・自然環境や良好な景観の保全と創出に取り組みます。
  - ・自動車使用の抑制・効率化、公用車への次世代自動車の導入に努めます。
  - ・ごみの発生抑制と資源の有効利用に取り組みます。
  - ・「グリーン購入\*」を推進します。
  - ・区民・事業者等の環境保全活動等の支援と環境教育を推進します。
- 環境方針や取組みの成果等を広く内外に公表します。
- 各職場で、具体的かつ実効性のある環境目的及び目標を定め、定期的に見直しを図るとともに、継続的な改善に努めます。

# 資料編

# 【1】世田谷区環境基本条例

## 世田谷区環境基本条例

平成6年9月21日  
条例第35号

改正 平成7年11月15日条例第62号  
平成11年12月10日条例第52号  
平成12年10月2日条例第94号  
平成15年6月24日条例第45号

### 目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全等に関する施策の推進（第7条—第10条）

第3章 開発事業等に係る環境への配慮（第11条—第15条）

第4章 環境の保全等に関する施策等（第16条—第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

私たちのまち世田谷は、水と緑に恵まれた住宅都市として発展してきた。

このかけがえのない私たちのまち世田谷の環境を、より豊かに将来の世代に引き継いでいくことは、現在に生きる私たちの責務である。

しかし、私たちが享受してきた物質的に豊かで便利な生活は、一方で都市・生活型公害を発生させ、更に地球的規模での環境破壊をもたらしている。

今、私たちは、環境の恵みを認識するとともに、身近な環境を大切にすることが、ひいては、地球環境を守ることになることを理解し、環境への負荷の少ない都市づくり、暮らし、事業活動のあり方を考え、行動に移さなければならない。

そのためには、区、区民及び事業者は、それぞれの責務を果たし、協働して環境を守り育てていかななければならない。

ここに、「環境と共生する都市世田谷」を目指して、その基本となる考え方と進め方を示し、現在及び将来の区民の健康で文化的な生活を実現するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創出（以下「保全等」という。）について、基本となる理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項

を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の区民の健康で文化的な生活を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境が、現在の世代の享受するものであるとともに将来の世代に引き継がれるべきものであることを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、環境への負荷の少ない、環境との調和のとれた社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組により行われなければならない。

3 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動において行われなければならない。

（区の責務）

第4条 区は、環境の保全等を図るに当たっては、次に掲げる事項の確保を旨として、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（1）公害の防止

（2）水、緑、生き物等からなる自然環境の保全等

（3）野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保

（4）人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保全等及び歴史的文化的遺産の保全

（5）安全で暮らしやすい都市環境の整備

（6）資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量

（7）地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全

（8）前各号に掲げるもののほか、環境への負荷を低減すること等

2 区は、環境の保全等を図る上で区民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の保全等に関する施策にこれらの者の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

（区民の責務）

第5条 区民は、環境の保全等について関心を持つとともに、環境の保全等に関する必要な知識を持つ

よう努めるものとする。

2 区民は、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全及び回復に努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、区民は、環境の保全及び回復に自ら努めるとともに、区と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全し、及び回復するため、その責任において必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び回復に自ら努めるとともに、区と協働して環境の保全等に努めるものとする。

## 第2章 環境の保全等に関する施策の推進

(世田谷区環境基本計画)

第7条 区長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、世田谷区環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する目標

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要事項

3 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ世田谷区環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(世田谷区環境行動指針)

第8条 区長は、前条第2項第1号に掲げる環境の保全等に関する目標の実現のため、区、区民及び事業者が環境の保全等に関して配慮すべき事項を、世田谷区環境行動指針(以下「環境行動指針」という。)として策定しなければならない。

2 区長は、環境行動指針を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 区長は、環境行動指針を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての義務)

第9条 区は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画及び環境行動指針との整合を図るものとする。

2 区は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(世田谷区環境審議会)

第10条 区の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として世田谷区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 次章に定める開発事業等に係る環境への配慮に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、学識経験者、区民その他必要があると認める者のうちから、区長が委嘱する委員16人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成7年条例62号、11年52号・12年94号・15年45号〕

## 第3章 開発事業等に係る環境への配慮

(開発事業者等に対する要請)

第11条 区長は、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業で規則で定めるもの(以下「開発事業等」という。)については、当該開発事業等を実施しようとする者(以下「開発事業者等」という。)に対し、当該開発事業等を実施する際の環境へ配慮する事項についてあらかじめ協議するよう要請することができる。

2 区長は、前項の規定による協議終了後、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策を示す書類を提出するよう要請するものとする。

3 区長は、前項の書類の提出があったときは、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方

策について当該開発事業等に関係する区民等に対する周知を行い、これらの者の当該開発事業等についての意見を聴き、その内容等を報告するよう要請するものとする。

第12条 区長は、前条第3項の規定による報告があったときは、環境の保全等の見地から、開発事業者等に対し、当該開発事業等の実施に係る環境への配慮について要請することができる。

2 区長は、前項の規定による要請をするに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

第13条 前2条に定めるもののほか、区長は、開発事業者等に対し、当該開発事業等に係る環境への配慮に関し必要と認める事項について要請することができる。

(勧告及び公表)

第14条 区長は、開発事業者等が前3条の規定による要請の全部又は一部を受け入れないときは、当該要請を受け入れるよう勧告することができる。

2 区長は、開発事業者等が前項の規定による勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該要請及び勧告についてこの者に意見を述べる機会を与える等の手続を経た上で、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

(委任)

第15条 この章に定めるもののほか、開発事業等に係る環境への配慮について必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 環境の保全等に関する施策等

(施策の評価)

第16条 区は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、当該施策を定期的に評価するものとする。

2 区は、前項の規定による評価をするに当たっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 区は、第1項の規定による評価をしたときは、その結果を公表するものとする。

(調査及び研究の充実)

第17条 区は、環境の保全等に関する施策を科学的知見に基づき実施するために、環境の保全等に関する情報の収集及び分析並びに他の研究機関との交流及び連携を行うことにより、必要な調査及び研究の充実に努めるものとする。

(環境学習の推進)

第18条 区は、区民及び事業者が環境の保全等につ

いての理解を深めるとともに、これらの者による自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な支援に努めることにより、環境の保全等に関する学習の推進を図るものとする。

(区民等の活動の促進)

第19条 区は、前条に定めるもののほか、区民、事業者又はこれらの者で構成する民間の団体による自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(国、東京都等との協力)

第20条 区は、環境の保全等を図るために広域的な取組を必要とする施策について、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

#### 第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、環境基本計画の策定に係る部分(審議会の設置に係る部分を含む。)は、同年1月1日から施行する。

附 則(平成7年11月15日条例第62号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月10日条例第52号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成12年10月2日条例第94号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則(平成15年6月24日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 【2】世田谷区環境基本計画策定の経緯

### (1) 世田谷区環境審議会 委員名簿

役職等	氏名	所属
会長	森本 英香	早稲田大学 法学部 教授
副会長	阿部 伸太	東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科 准教授
学識経験者	朝吹 香菜子	国士舘大学 理工学部 理工学科 准教授
	甲斐 徹郎	株式会社チームネット 代表取締役
	佐藤 真久	東京都市大学 環境学部 環境経営システム学科 教授
	瀬沼 頼子	昭和女子大学 人間社会学部 現代教養学科 特任教授
	村山 顕人	東京大学 大学院工学系研究科 教授
団体推薦	飯島 祥夫	世田谷区商店街振興組合連合会 副理事長
	岩波 桂三	世田谷区町会総連合会 副会長
	田中 敏文	公益社団法人 世田谷工業振興協会 理事
	田中 真規子	いであ株式会社 執行役員
区民委員	井上 明紀	公募区民委員
	菅井 毅	公募区民委員
	豎山 雅昭	公募区民委員

※ 2024年11月現在（役職等毎の五十音順、敬称略）

## (2) 検討の経緯

時期		会議名称	検討内容
2023年	4月18日	環境基本計画推進幹事会	・新たな世田谷区環境基本計画の策定について
	6月9日	気候危機対策会議	
	6月29日	環境審議会	・新たな世田谷区環境基本計画の策定について 【諮問】
	7月24日	環境基本計画推進幹事会	・計画策定に向けた今後の方向性について
	10月3日	環境基本計画推進幹事会	・世田谷区環境基本計画骨子たたき台
	11月7日	環境審議会	
	12月13日	環境基本計画推進幹事会	
2024年	1月10日	気候危機対策会議	・世田谷区環境基本計画骨子案
	1月30日	環境審議会	
	4月23日	環境審議会	・世田谷区環境基本計画素案たたき台について
	6月5日	気候危機対策会議	・世田谷区環境基本計画素案について
	7月4日	環境審議会	
	10月23日	環境基本計画推進幹事会	・世田谷区環境基本計画案について
		気候危機対策会議	
	11月12日	環境審議会	
12月17日	環境審議会	・新たな世田谷区環境基本計画の策定について 【答申】	

### (3) 区民意見の聴取等

#### ① 「世田谷区環境基本計画」の見直しに関するシンポジウム

##### ●概要

日時	2024年9月7日(土) 午後1時30分～午後3時30分
場所	世田谷区立教育総合センター
参加者数	45名

##### ●プログラム

- ◇ 環境基本計画素案の概要説明(環境計画課長)
- ◇ 基調講演 「環境への『手入れ』を広げるために」  
講演者：森本 英香 氏(早稲田大学法学部教授・世田谷区環境審議会会長)
- ◇ パネルディスカッション 「関心から行動へ」  
[コーディネーター]  
森本 英香 氏  
[パネリスト]  
浅輪 剛博 氏(NPO法人 世田谷みんなのエネルギー 理事長)  
関橋 知己 氏(一般社団法人 シモキタ園藝部 代表理事)  
村上 優 氏(Pollinators 代表)  
保坂 展人 (世田谷区長)

##### ●内容

###### ◇ 基調講演 「環境への『手入れ』を広げるために」

森本 英香 氏(早稲田大学法学部教授・世田谷区環境審議会会長)

環境事務次官などの要職の歴任経験がある世田谷区環境審議会会長 森本 英香氏をお招きし、近年の環境政策の動向をご紹介いただいた上で、本計画の理念である環境への「手入れ」がなぜ必要か、「手入れ」とはどのようなことかについて、事例を交えながらお話しいただきました。

###### ◇ パネルディスカッション 「関心から行動へ」

エネルギー、みどり、まちづくりに関わる活動に携わる3名をお招きし、それぞれのご経験を基に活動を立ち上げたきっかけ、活動を軌道に乗せ継続していく際の苦労や工夫などをお話しいただきました。



## ②「世田谷区環境基本計画（素案）」に対するパブリックコメント

### ●概要

日時	2024年9月15日（日）～10月7日（月）
意見提出人数	50名
（内訳）	ホームページ33名、封書13名、持参2名、ファクシミリ1名、はがき1名
意見総数	171件

### ●意見の内訳

項目	件数	
計画全般	13件	
第1章 計画策定の基本事項	1件	
第2章 計画策定の視点	7件	
第3章 基本方針	14件	
第4章 めざす将来像	10件	
第5章 分野ごとの方向性	102件	
（内訳）		
全般		5件
脱炭素行動・エネルギー		9件
建築・地区街づくり		19件
交通・移動		11件
みどり		28件
農		5件
グリーンインフラ		1件
公害対策・美化		8件
消費と共創・資源循環		16件
第6章 分野横断の取組み	7件	
第7章 計画の推進	9件	
第8章 環境行動指針	3件	
その他ご意見・ご要望	5件	
合計	171件	

## ●主な意見

### ◇理念など、計画そのものに関する意見

- ・本計画の理念である、「各主体が環境をよくするために行動する（「手入れ」を行う）ことで、良好な環境が保たれる社会をめざす」という考えは大事だと思うが、区が行政として、ルールや制度によって行動変容を促すことも必要なのでは。
- ・「分野横断的な視点の強化」は重要で、多くの人を巻き込む力がある。行政が縦割りではなく、環境政策部が様々な主体を巻き込んで、区民の行動変容を促す仕組みを強化してほしい。
- ・環境政策部は分野ごとの方向性の実施状況や横断的な取組み等を確認するだけでなく、進捗状況を毎年評価したうえで遅れている部局に対しては対策・改善を求めるべき。
- ・第5章分野ごとの方向性の「環境の核となる分野」という記載について、わかりにくいので「環境対策八つの柱」としたらどうか。
- ・事業者の「環境行動指針」に「環境への配慮に努めましょう」とあるが、この表現では従来の方針を超えていない。

### ◇各分野の施策（第5章分野ごとの方向性）に関する意見

- ・比較的難易度が低い既存住宅への内窓設置について、補助金を拡充させる。特に民間賃貸住宅や公営住宅への設置を推進してほしい。
- ・自動車ではなく電車、バス、自転車での移動を推進してほしい。
- ・みどりを増やす取組みは大事だが、私有地の緑が適切に管理されていない箇所が多いので、区で何らかの取組みをしてほしい。
- ・プラスチックの分別回収に取り組んでほしい。

## 【3】世田谷区環境に関する区民意識・実態調査

### (1) 調査概要

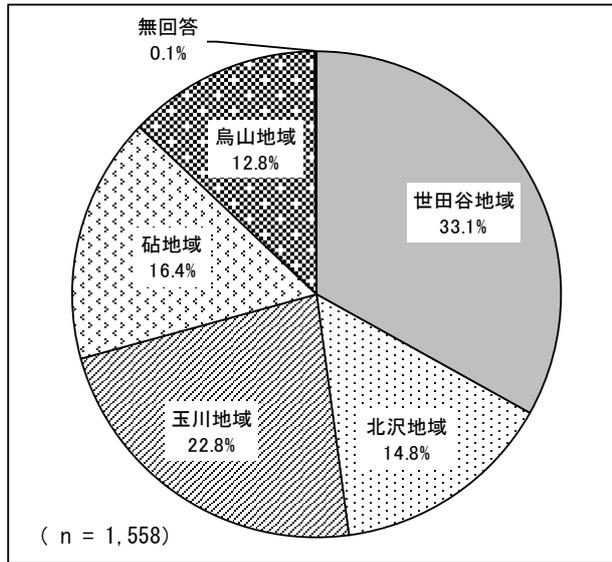
調査目的	世田谷区民の環境に配慮した行動の実施状況などの実態を把握し、区が策定している世田谷区環境基本計画の改定の基礎資料とするために実施した。
調査項目	① 区民の皆さんの環境への意識について ② 区民の皆さんの環境に配慮した行動について ③ 区民の皆さんの電気の購入等について ④ 世田谷区が取り組んでいる環境施策について ⑤ 世田谷の環境に期待することについて ⑥ 世田谷区からの案内や情報について ⑦ 世田谷区の環境についての意見、要望
調査対象	満 18 歳以上の世田谷区内在住者 4,000 人 (住民情報システムの住民記録データを抽出フレームとした無作為抽出)
調査方法	郵送配布・原則インターネット回収
調査期間	2023 年 8 月 2 日 (水) ～ 2023 年 8 月 23 日 (水)
有効回収数	1,558 人
有効回収率	39.0%

#### <グラフの見方>

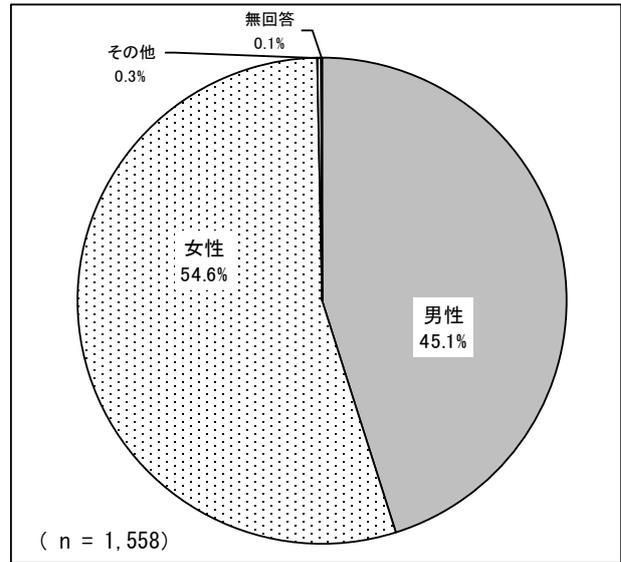
- ・ 百分比は回答者数（該当設問においては該当者数）を 100%として算出し、本文及び図表の数字はすべて小数点第 2 位を四捨五入して示しました。したがって、すべての選択肢の比率の合計が必ずしも 100.0%にならない場合があります。
- ・ 複数回答の設問では、すべての選択肢の比率の合計が 100.0%を超えることがあります。

## (2) 回答者の属性

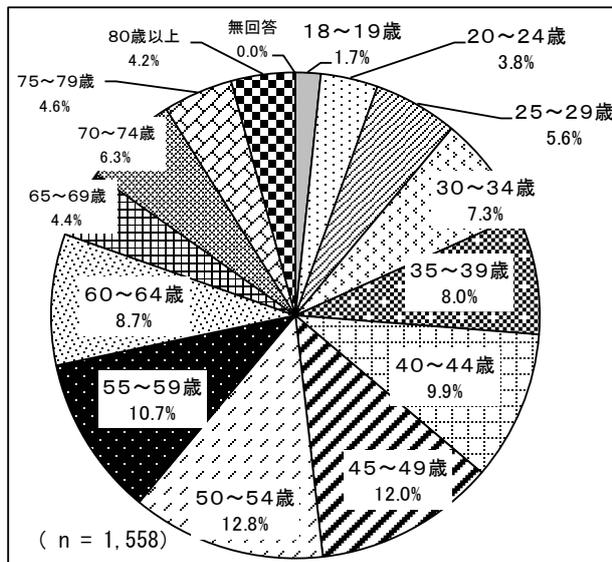
### ①居住地



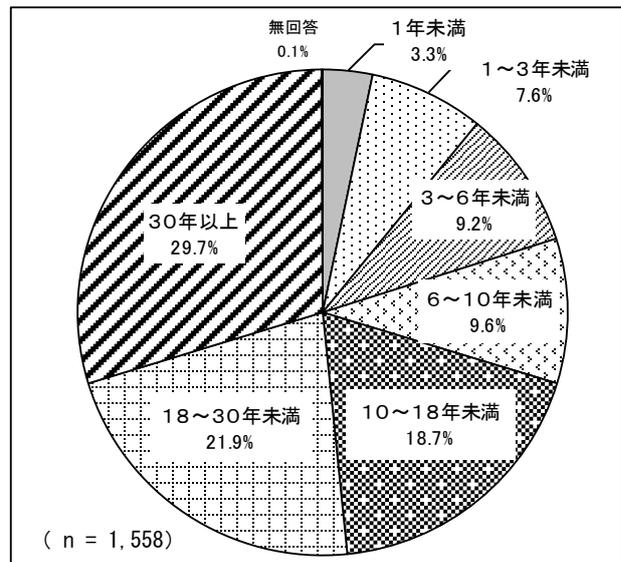
### ②性別



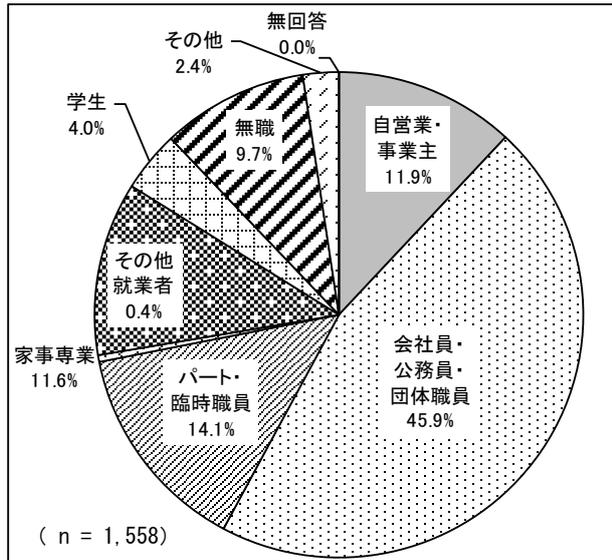
### ③年齢



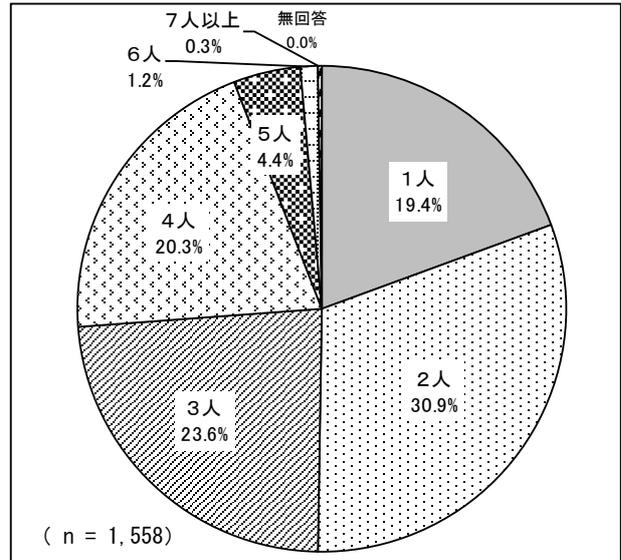
### ④世田谷区在住年数



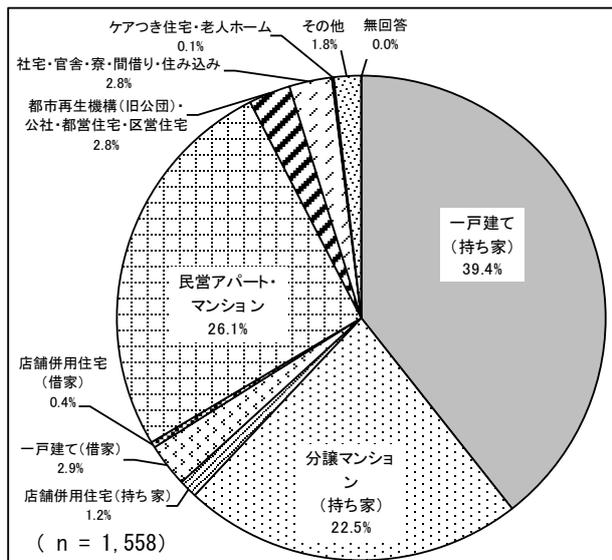
### ⑤職業



### ⑥世帯人数



### ⑦居住形態



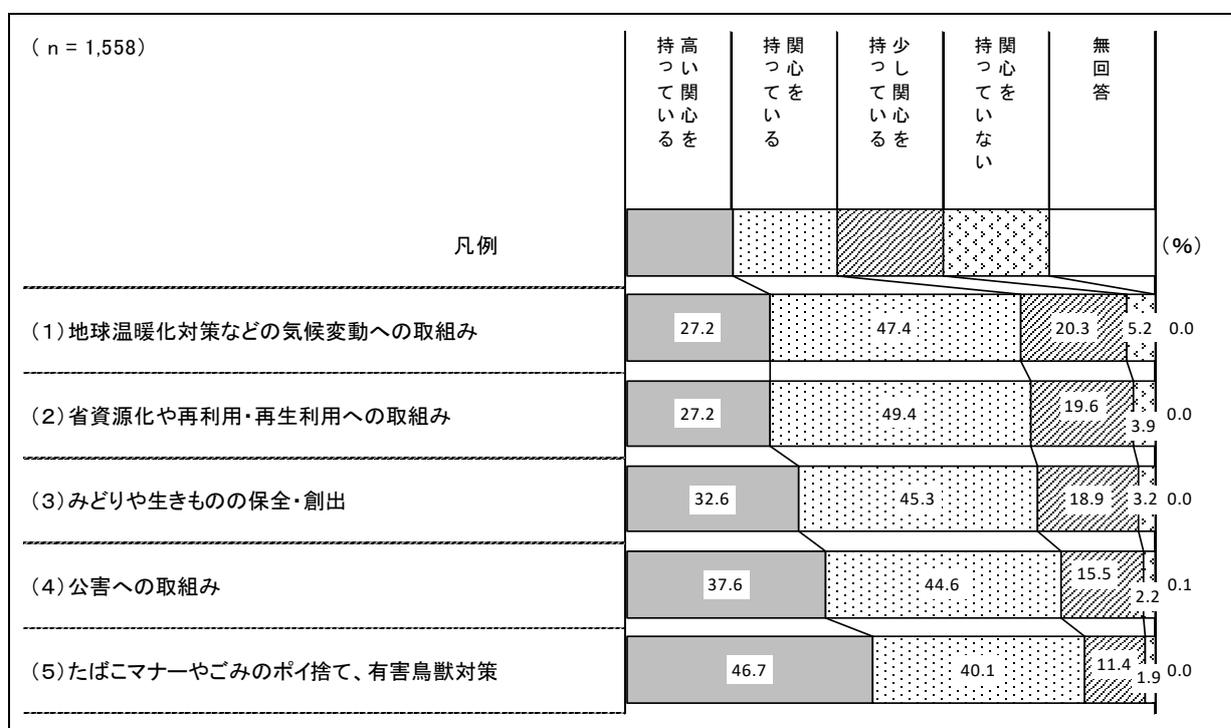
### (3) 調査結果

#### ①区民の皆さんの環境への意識について

##### ア 「環境」分野の関心

5項目の「環境」分野の関心について、「高い関心を持っている」は、『(5) たばこマナーやごみのポイ捨て、有害鳥獣対策』が46.7%で最も高く、次いで『(4) 公害への取組み』が37.6%であり、身近な問題で関心が高い傾向がみられます。その他の3項目については、おおむね3割前後となっています。

「高い関心を持っている」と「関心を持っている」を合わせると、すべての項目で7割以上が《関心を持っている》と回答しています。これに「少し関心を持っている」を合わせると9割を超えており、「関心を持っていない」は『(1) 地球温暖化対策などの気候変動への取組み』で5%を超えやや高いものの、それ以外の項目は5%以下にとどまっています。

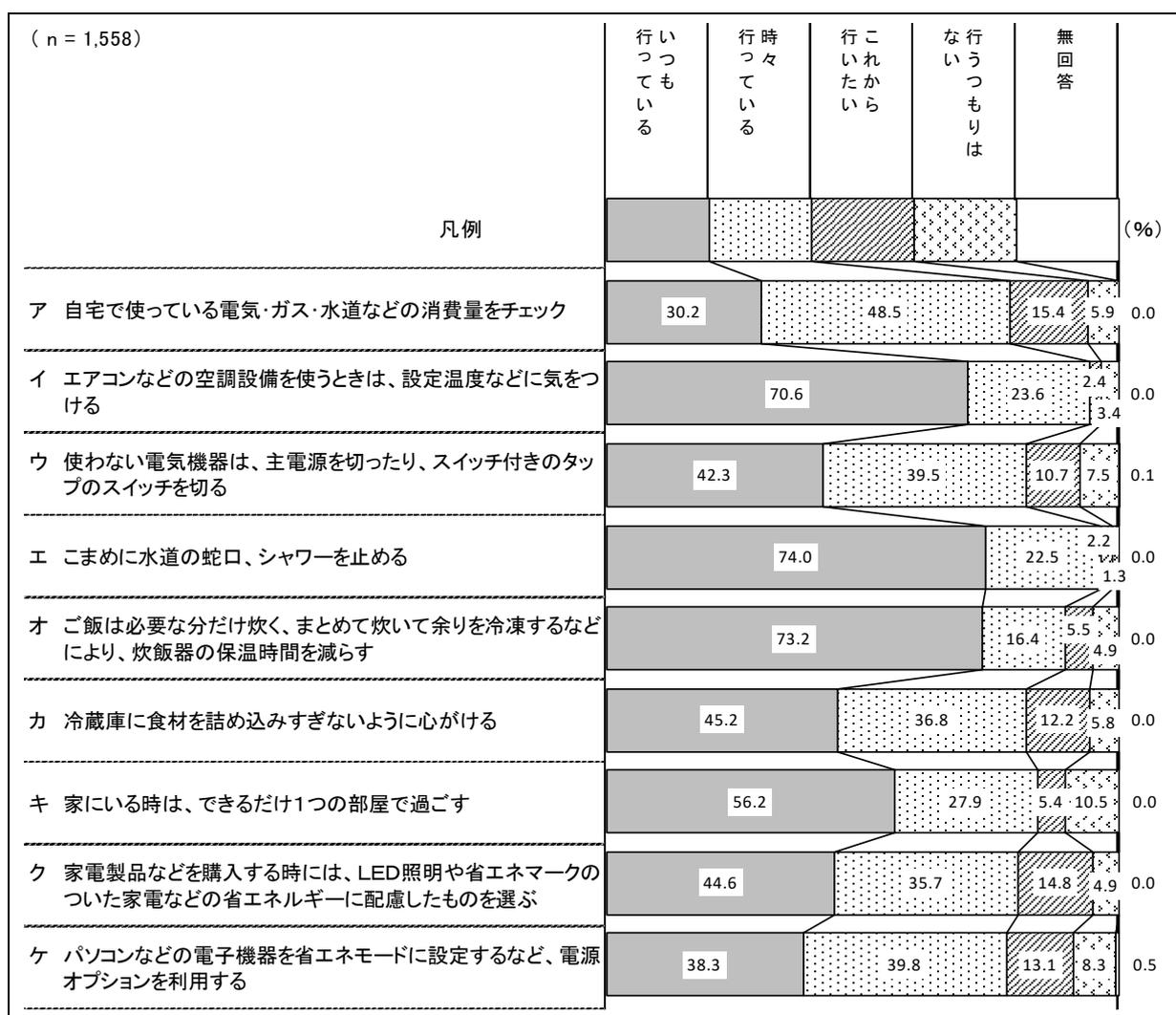


## ②区民の皆さんの環境に配慮した行動について

### ア 省エネ行動について

9項目の省エネ行動について、「いつも行っている」は、『エ こまめに水道の蛇口、シャワーを止める』において74.0%と最も高くなっています。

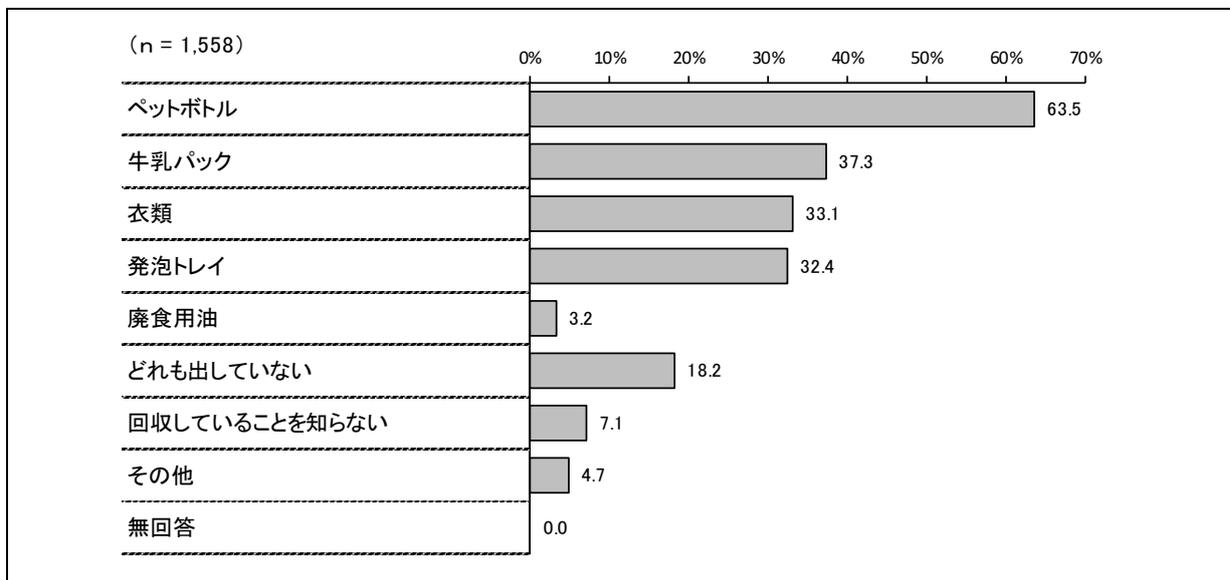
「いつも行っている」は『エ こまめに水道の蛇口、シャワーを止める』(74.0%)、『オ ご飯は必要な分だけ炊く、まとめて炊いて余りを冷凍するなどにより、炊飯器の保温時間を減らす』(73.2%)、『イ エアコンなどの空調設備を使うときは、設定温度などに気をつける』(70.6%)の3項目で高く、7割以上となっています。また、『キ 家にいる時は、なるべく1つの部屋で過ごす』(56.2%)までの4項目で5割以上となっています。



## イ 資源回収に出している資源

資源回収に出している資源は、「ペットボトル」が 63.5%と最も高く、次いで「牛乳パック」(37.3%)、「衣類」(33.1%)、「発泡トレイ」(32.4%) となっています。

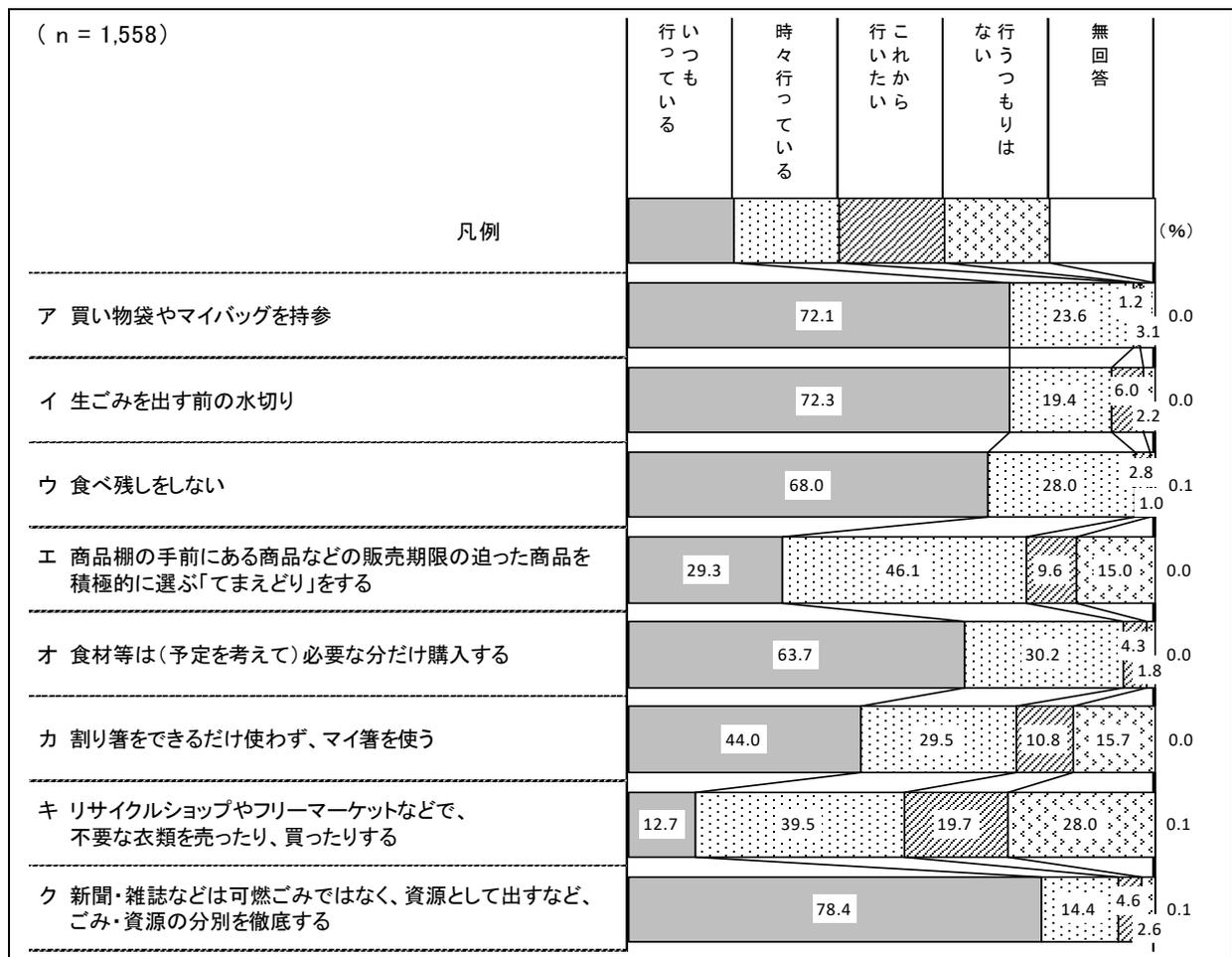
「回収していることを知らない」は 7.1%、「どれも出していない」が 18.2%となっています。



### ウ ごみの削減・リサイクル行動について（複数回答）

8項目のごみの削減・リサイクル行動について、「いつも行っている」は、『ク 新聞・雑誌などは可燃ごみではなく、資源として出すなど、ごみ・資源の分別を徹底する』において78.4%と最も高くなっています。

「いつも行っている」は『ク 新聞・雑誌などは可燃ごみではなく、資源として出すなど、ごみ・資源の分別を徹底する』（78.4%）、『イ 生ごみを出す前の水切り』（72.3%）、『ア 買い物袋やマイバッグを持参』（72.1%）、『ウ 食べ残しをしない』（68.0%）『オ 食材等は（予定を考えて）必要な分だけ購入する』（63.7%）の5項目で5割以上となっています。



## エ 環境に対するその他の取組みについて

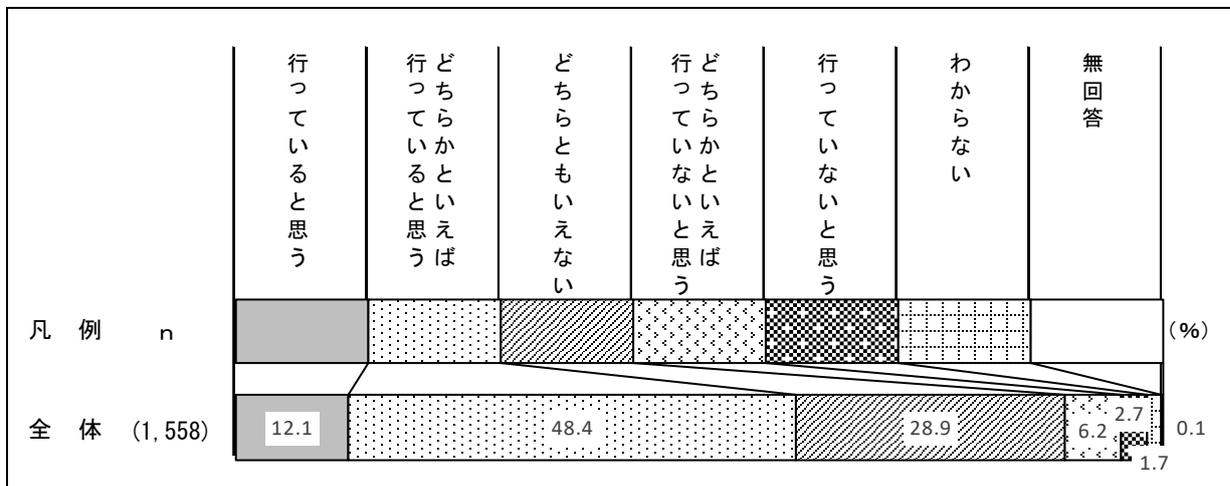
6項目の環境に関するその他の取組みについて、「いつも行っている」は、『ウ 「洗剤は適量を使う」「料理で使った油はそのまま流さない」など、生活排水への注意』において70.0%と最も高くなっています。

「いつも行っている」は、『ウ 「洗剤は適量を使う」「料理で使った油はそのまま流さない」など、生活排水への注意』(70.0%)、『エ 徒歩、自転車や電車・バスなどの公共交通機関を利用するなど、できるだけ環境に負荷がかからない移動手段を利用』(64.6%)の2項目で5割以上となっています。

(n = 1,558)						無回答
	行いつも っている	時々 行っている	行これ いたから	ない いうつもり は		
凡例						(%)
ア 自宅などの敷地内や壁面、屋上、ベランダ、生垣などの緑化	27.0	25.5	20.1	27.1		0.3
イ 雨水や風呂の残り水など利用した打ち水、窓辺へ緑のカーテンを設置、よしずの活用など、空調設備に頼り過ぎない工夫	14.6	24.4	31.1	29.8		0.1
ウ 「洗剤は適量を使う」「料理で使った油はそのまま流さない」など、生活排水への注意	70.0			22.5	5.4	0.3
エ 徒歩、自転車や電車・バスなどの公共交通機関を利用するなど、できるだけ環境に負荷がかからない移動手段を選択	64.6			25.9	4.7	0.1
オ 街の清掃などの環境美化、花づくり活動など、行政や地域の団体が行う環境に関する取組みへの参加	4.6	12.2	46.7	36.4		0.1
カ 環境に関するニュースや情報に関心を持っている	33.1		49.6	11.9	5.4	0.1

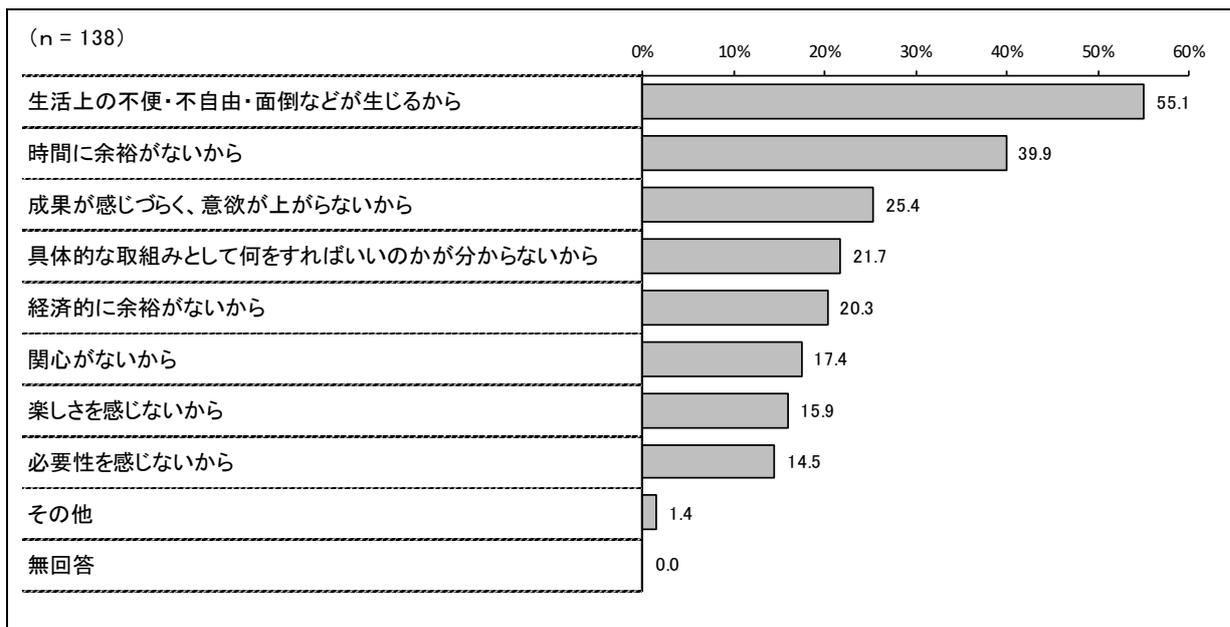
### オ 環境に配慮した行動を行っているか

環境に配慮した行動を「どちらかといえば行っていると思う」が48.4%で高く、「行っていると思う」(12.1%)と合わせると6割以上となっています。



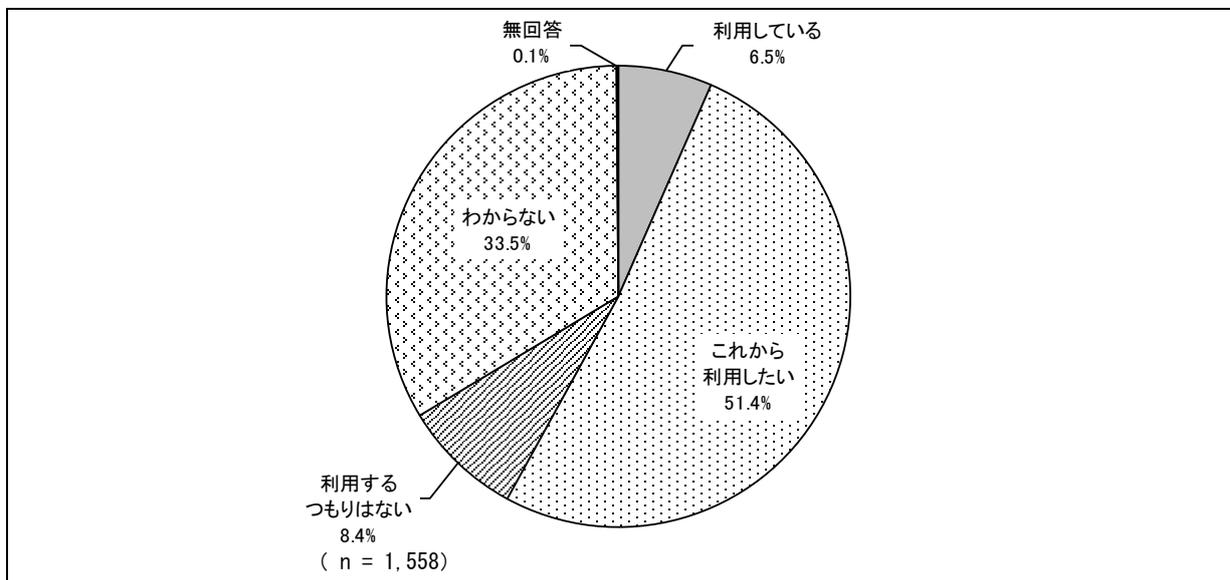
### カ 環境に配慮した行動を妨げている理由（複数回答）

環境に配慮した行動について、「どちらかといえば行っていないと思う」、または「行っていないと思う」と回答した方の環境に配慮した行動を妨げている理由は、「生活上の不便・不自由、面倒などが生じるから」が55.1%で最も高く過半数となっています。次いで「時間に余裕がないから」(39.9%)、「成果が感じづらく、意欲が上がらないから」(25.4%)となっています。



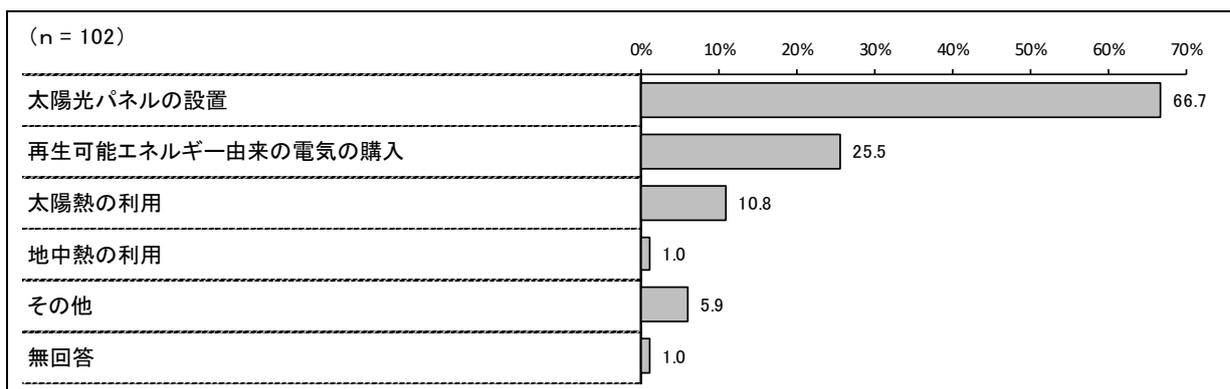
## キ 再生可能エネルギーの利用

2018年度の調査では、再生可能エネルギーを「利用している」は6.5%でした。2023年度の調査では再生可能エネルギーを「利用している」は6.5%となっており、2018年度から変化はありませんでしたが、「これから利用したい」が11ポイント余り増加し、51.4%となっています。



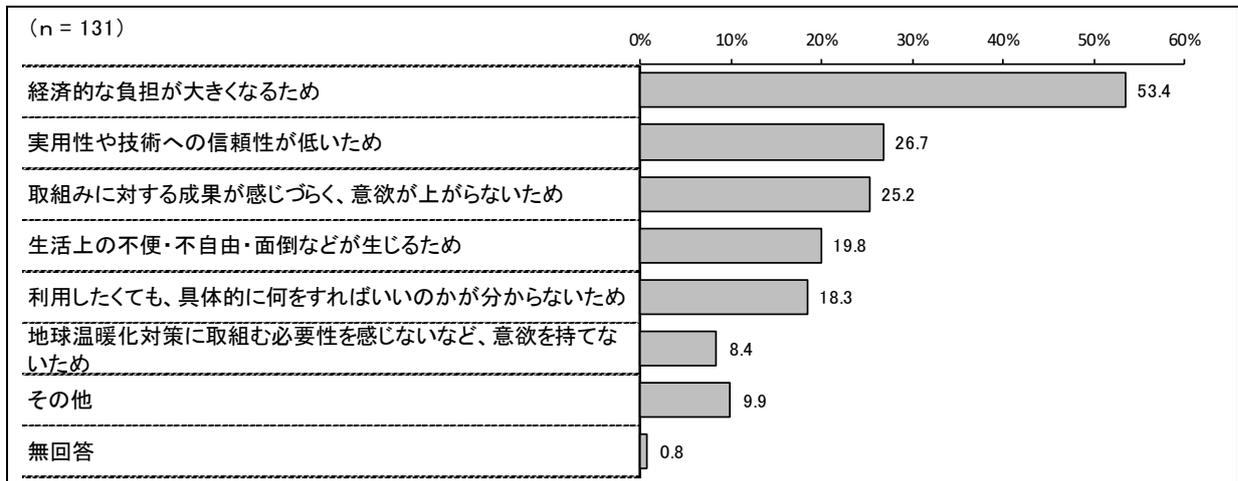
## ク 利用している再生可能エネルギーの種類（複数回答）

再生可能エネルギーを「利用している」と回答した方が、利用している再生可能エネルギーの種類は、「太陽光パネルの設置」が66.7%と最も高く、次いで、「再生可能エネルギー由来の電気の購入」（25.5%）、「太陽熱の利用」（10.8%）となっています。



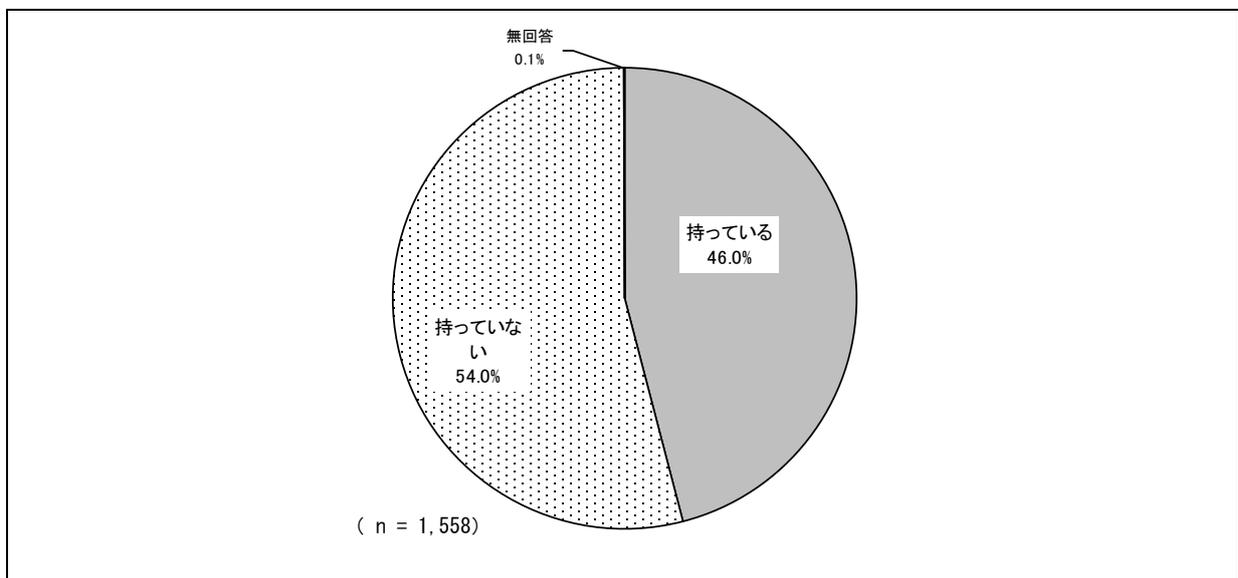
### ケ 再生可能エネルギーを利用するつもりがない理由（複数回答）

再生可能エネルギーを「利用するつもりはない」と回答した方が、利用するつもりがない理由は、「経済的な負担が大きくなるため」が53.4%で最も高く、次いで「実用性や技術への信頼性が低い」（26.7%）、「取組みに対する成果が感じづらく、意欲が上がらないため」（25.2%）となっています。



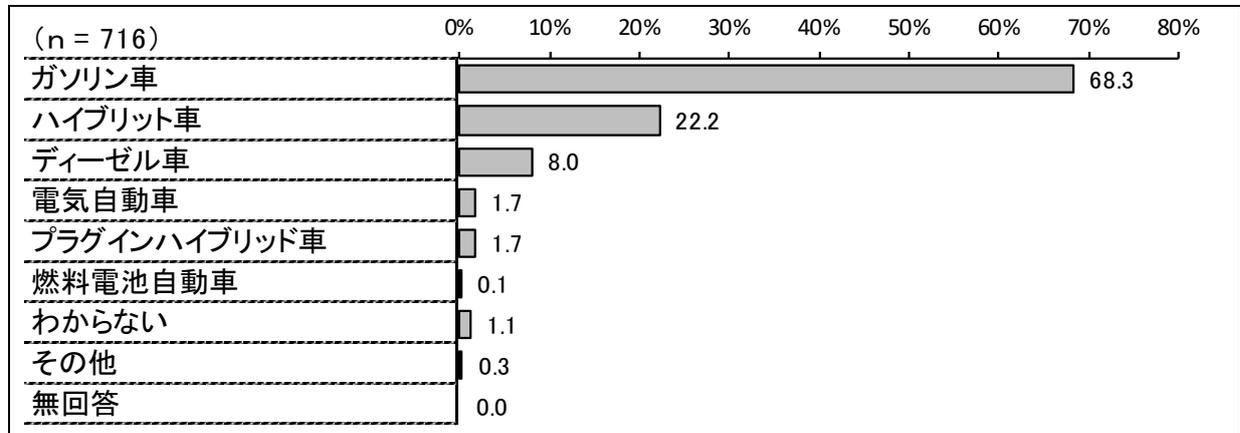
### コ 自家用車の保有状況

自家用車については、「持っている」が46.0%、「持っていない」が54.0%となっています。



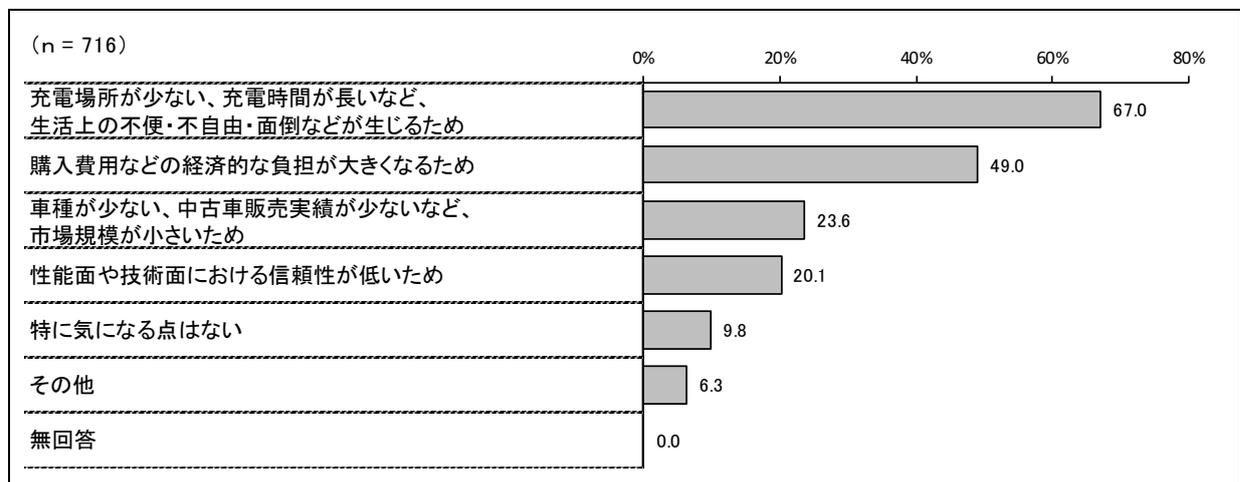
### サ 保有している自家用車の種類（複数回答）

保有している自家用車の種類は、「ガソリン車」が 68.3%、「ハイブリット車」が 22.2%となっています。この2種類以外はいずれも1割以下となっています。



### シ 環境負荷の低い自動車の購入に関して気になる点

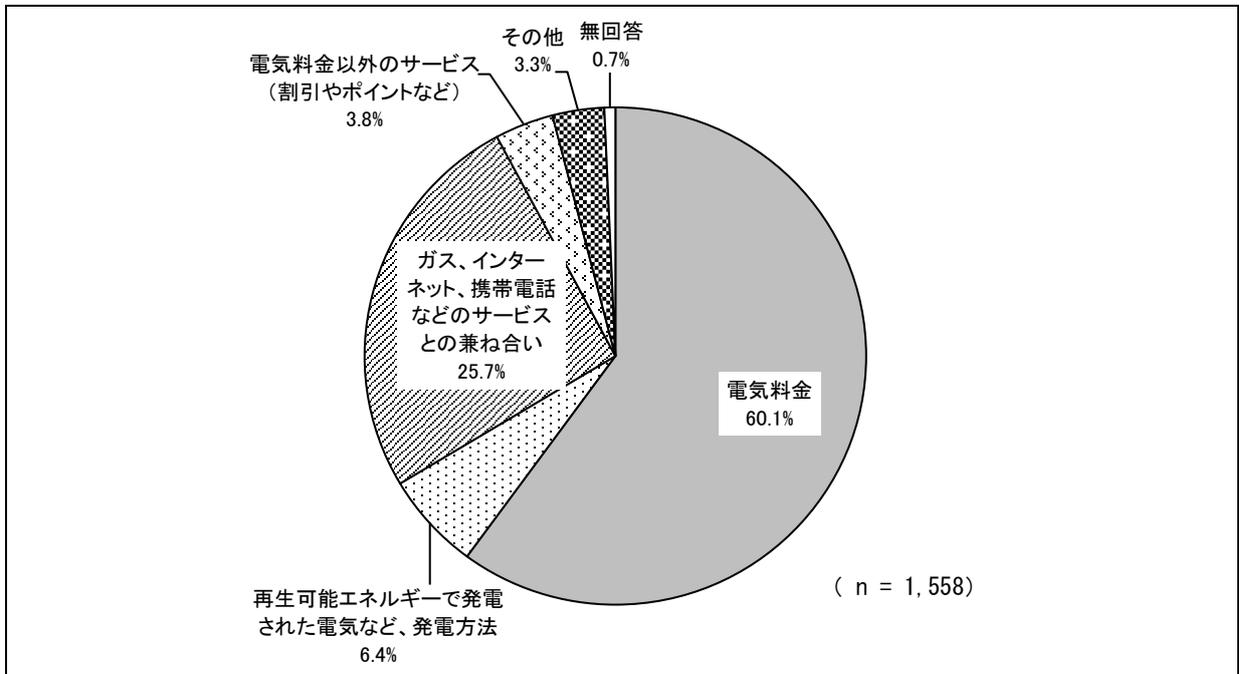
自家用車を所有している方が、環境負荷の低い自動車の購入に関して気になる点は、「充電場所が少ない、充電時間が長いなど、生活上の不便・不自由・面倒などが生じるため」が 67.0%で最も高く、次いで「購入費用などの経済的な負担が大きくなるため」(49.0%)となっています。



### ③区民の皆さんのエネルギー使用について

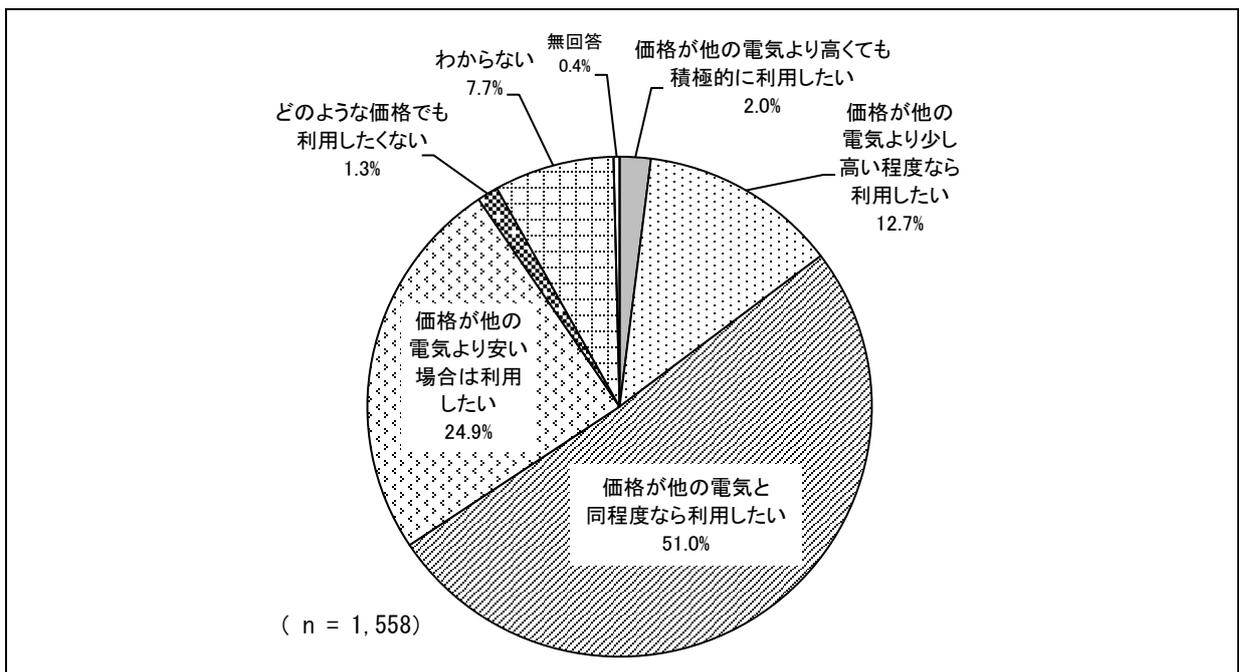
#### ア 電力の購入先を選択する際に重要視すること

電力の購入先を選択する際に重要視することは、「電気料金」が60.1%で最も高く、次いで「ガス、インターネット、携帯電話などのサービスとの兼ね合い」(25.7%)となっています。



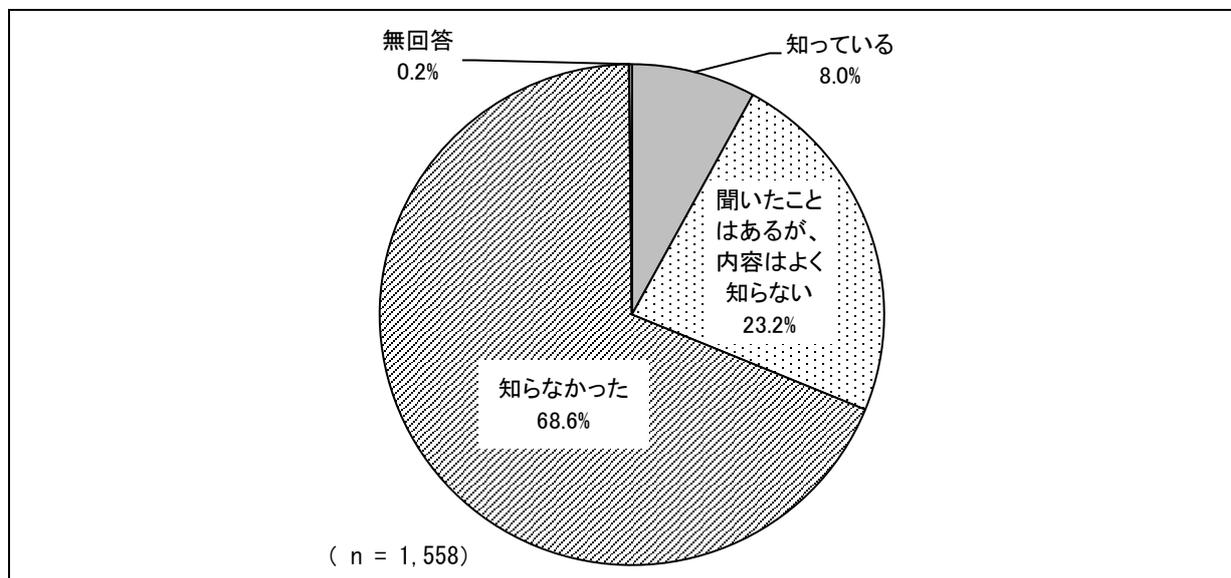
#### イ 再生可能エネルギーで作られた電気を選ぶ価格条件

再生可能エネルギーで作られた電気が「価格が他の電気と同程度なら利用したい」が51.0%で最も高くなっています。



### ウ 再生可能エネルギーを活用した自治体間連携の認知度

再生可能エネルギーを活用した自治体間連携を「知っている」は8.0%、「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」が23.2%、「知らなかった」が68.6%となっています。



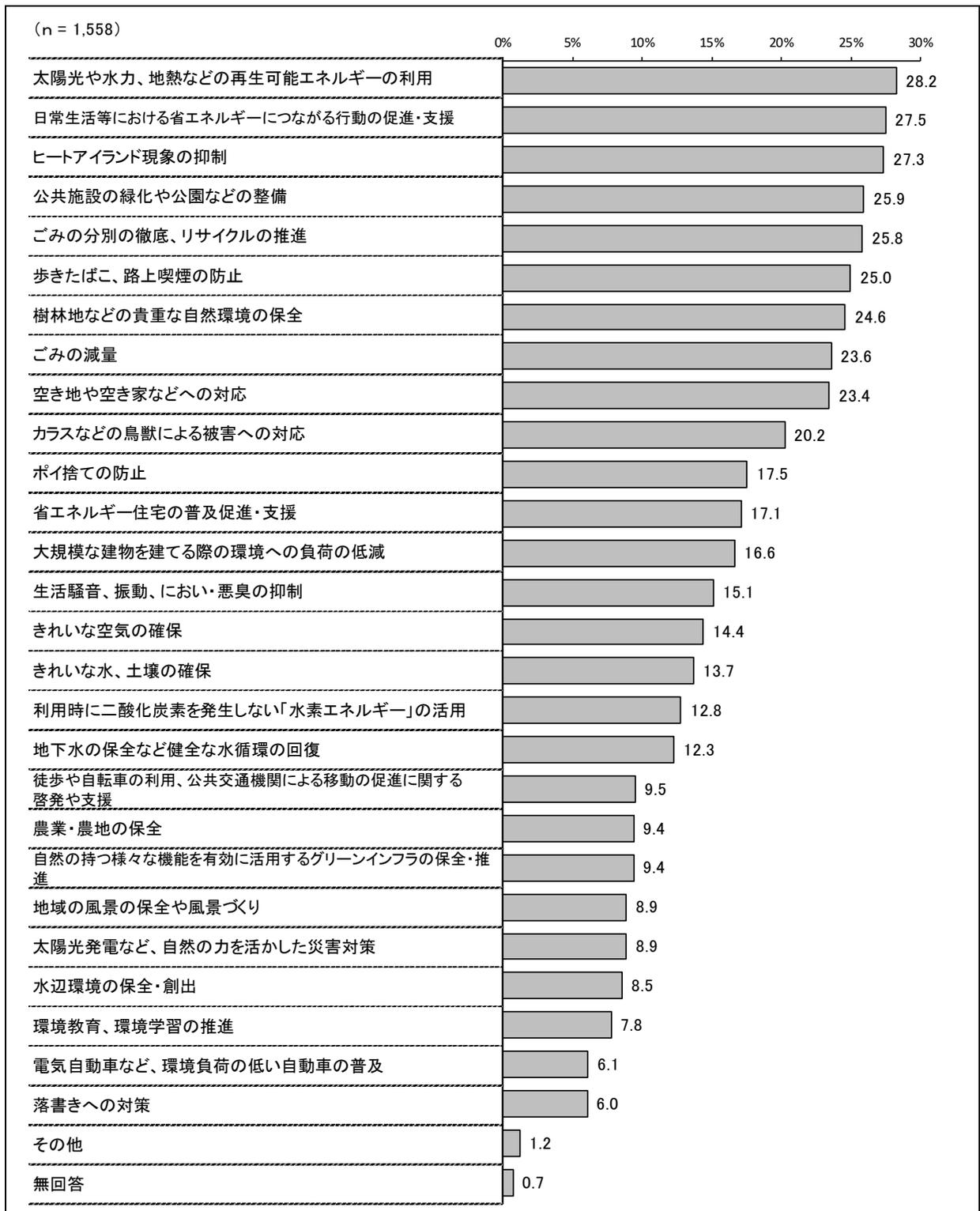
#### ④世田谷区が取り組んでいる環境施策について

区が行っている20の環境施策について、「よく取り組んでいる」と「どちらかと言えば、取り組んでいると思う」を合わせた《取り組んでいる》の割合は、『(5)ごみの分別回収』が59.2%と最も高く、5割以上となっています。次いで、『(8)公共施設の緑化や公園などの整備』(49.6%)、『(10)河川・水辺の保全』(33.1%)となっています。

凡例	よく取り組んでいる						どちらかと言えば、取り組んでいる		普通		どちらかと言えば、取り組んでいない		わからない		無回答			
	3.3	20.5	28.1	4.6	6.7	36.5	2.4	13.2	28.6	6.1	7.4	41.8	2.6	13.4	27.4	7.1	8.5	40.6
(1) 省エネルギーに関する周知活動	3.3	20.5	28.1	4.6	6.7	36.5	2.4	13.2	28.6	6.1	7.4	41.8	2.6	13.4	27.4	7.1	8.5	40.6
(2) 省エネルギー住宅の普及促進・支援	3.3	20.5	28.1	4.6	6.7	36.5	2.4	13.2	28.6	6.1	7.4	41.8	2.6	13.4	27.4	7.1	8.5	40.6
(3) 太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用に関する啓発や支援	3.3	20.5	28.1	4.6	6.7	36.5	2.4	13.2	28.6	6.1	7.4	41.8	2.6	13.4	27.4	7.1	8.5	40.6
(4) ごみ減量行動の啓発や支援	7.0	23.1	27.5	6.6	7.6	27.9	7.0	23.1	27.5	6.6	7.6	27.9	7.0	23.1	27.5	6.6	7.6	27.9
(5) ごみの分別回収	30.1	29.1	26.9	3.4	7.4	2.9	11.0	21.8	31.0	5.3	4.5	26.1	9.6	20.7	26.5	4.5	6.0	32.3
(6) 区民主体の資源回収活動の啓発や支援	11.0	21.8	31.0	5.3	4.5	26.1	9.6	20.7	26.5	4.5	6.0	32.3	17.1	32.5	27.7	4.0	4.7	13.7
(7) 樹林地などの貴重な自然環境の保全	9.6	20.7	26.5	4.5	6.0	32.3	17.1	32.5	27.7	4.0	4.7	13.7	6.6	20.3	25.7	7.4	5.8	33.8
(8) 公共施設の緑化や公園などの整備	17.1	32.5	27.7	4.0	4.7	13.7	6.6	20.3	25.7	7.4	5.8	33.8	8.5	24.6	27.3	4.7	4.6	30.0
(9) 農業・農地保全による潤いのあるまちづくり	6.6	20.3	25.7	7.4	5.8	33.8	8.5	24.6	27.3	4.7	4.6	30.0	3.9	12.9	25.0	8.0	8.7	41.2
(10) 河川・水辺の保全	8.5	24.6	27.3	4.7	4.6	30.0	3.9	12.9	25.0	8.0	8.7	41.2	7.0	20.7	26.1	6.9	5.6	33.4
(11) 住まいの緑化や、雨水を貯留・浸透させる雨水浸透ますや雨水タンクの設置への啓発や支援	3.9	12.9	25.0	8.0	8.7	41.2	7.0	20.7	26.1	6.9	5.6	33.4	1.8	10.2	23.9	10.9	13.0	39.9
(12) 区民・事業者と連携した、地域の風景の保全や風景づくり	7.0	20.7	26.1	6.9	5.6	33.4	1.8	10.2	23.9	10.9	13.0	39.9	3.9	14.3	30.2	10.8	10.8	29.7
(13) ヒートアイランド現象などによる街の気温上昇を抑える取組み	1.8	10.2	23.9	10.9	13.0	39.9	3.9	14.3	30.2	10.8	10.8	29.7	7.8	20.4	30.4	8.1	15.0	18.0
(14) 徒歩や自転車利用、公共交通機関による移動の促進に関する啓発や支援	3.9	14.3	30.2	10.8	10.8	29.7	7.8	20.4	30.4	8.1	15.0	18.0	8.9	20.1	28.9	8.5	17.6	15.8
(15) ごみやたばこの吸い殻などのポイ捨て防止の啓発	7.8	20.4	30.4	8.1	15.0	18.0	8.9	20.1	28.9	8.5	17.6	15.8	8.6	17.8	30.4	7.9	16.2	18.9
(16) 歩きタバコや路上喫煙防止の啓発	8.9	20.1	28.9	8.5	17.6	15.8	8.6	17.8	30.4	7.9	16.2	18.9	4.2	16.6	32.2	6.0	6.7	34.1
(17) たばこルールなど、地域の環境に関するルールづくり	8.6	17.8	30.4	7.9	16.2	18.9	4.2	16.6	32.2	6.0	6.7	34.1	4.2	16.0	35.2	7.6	7.7	29.1
(18) きれいな空気や水、土壌の確保	4.2	16.6	32.2	6.0	6.7	34.1	4.2	16.0	35.2	7.6	7.7	29.1	3.5	14.6	30.4	6.2	5.1	40.1
(19) 生活騒音、振動、におい・悪臭の抑制	4.2	16.0	35.2	7.6	7.7	29.1	3.5	14.6	30.4	6.2	5.1	40.1	3.5	14.6	30.4	6.2	5.1	40.1
(20) 環境教育の実施や環境に関するイベントの開催	3.5	14.6	30.4	6.2	5.1	40.1	3.5	14.6	30.4	6.2	5.1	40.1	3.5	14.6	30.4	6.2	5.1	40.1

### ⑤世田谷の環境に期待することについて

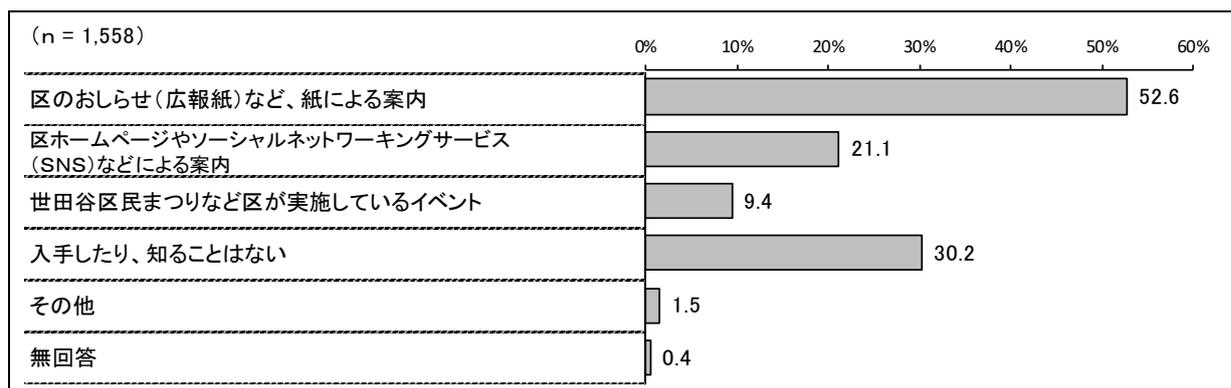
区の環境に関する施策について、充実させていく必要があるもの5つを選んでもらったところ、「太陽光や水力、地熱などの再生可能エネルギーの利用」が28.2%で最も高く、次いで「日常生活等における省エネルギーにつながる行動の促進・支援」(27.5%)、「ヒートアイランド現象の抑制」(27.3%)、「公共施設の緑化や公園などの整備」(25.9%)、「ごみの分別の徹底、リサイクルの推進」(25.8%)となっています。



## ⑥世田谷区からの案内や情報について

世田谷区からの案内や情報を入手できる媒体は、「区のおしらせ（広報紙）など、紙による案内」が52.6%と最も高く、次いで、「区ホームページやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）などによる案内」（21.1%）となっています。

年代別にみると、40歳代より下の年代では「区のおしらせ（広報紙）など、紙による案内」が5割を下回っており、20歳代以下では3割を下回っています。10歳代から30歳代では「入手したり、知ることはない」の割合が高くなっています。



		(%)						
	n	紙（区のおしらせなど、広報紙）による案内	区ホームページやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）などによる案内	世田谷区民まつりなど区が実施しているイベント	入手したり、知ることはない	その他	無回答	
全 体	1,558	52.6	21.1	9.4	30.2	1.5	0.4	
年 齢 別	10歳代	26	23.1	11.5	3.8	65.4	0.0	0.0
	20歳代	146	26.7	18.5	8.9	52.1	1.4	0.0
	30歳代	237	30.4	24.5	14.8	43.9	0.8	0.0
	40歳代	342	41.8	25.1	10.8	34.8	0.9	0.0
	50歳代	366	57.9	25.4	7.4	24.3	1.9	0.3
	60歳代	205	71.2	19.5	7.3	21.5	1.0	0.0
	70歳代	170	88.2	9.4	5.9	7.1	3.5	1.8
	80歳以上	66	78.8	9.1	12.1	13.6	1.5	4.5

## 【4】用語集

### 【あ】

#### 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類され、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動による「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活による「家庭ごみ」に分類される。

#### エシカル消費

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。エコ商品、リサイクル製品、資源保護等に関する認証がある商品など環境へのほか、障害者支援につながる商品やフェアトレード商品、寄附付きの商品の購入、地産地消などもエシカル消費の一部である。

#### エネファーム

家庭用燃料電池のこと。都市ガスやLPガスから取り出した水素を空気中の酸素と化学反応させて電気をつくり出し、そのときに発生する熱で湯を沸かし、給湯や暖房などにも利用できるシステム。エネルギーを無駄なく使えるだけでなく、停電時にも発電を継続できる、環境にやさしく非常時にも有効なシステムである。

#### エネルギー基本計画

エネルギー政策の基本的な方向性を示すため、エネルギー政策基本法に基づき政府が策定する計画。第六次計画は、「2050年カーボンニュートラル」や新たな温室効果ガス排出削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すこと、気候変動対策を進めながら、日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服に向け、安全性の確保を大前提に安定供給の確保やエネルギーコストの低減に向けた取組みを示すことの2つを重要なテーマとして策定された。

#### エネルギー消費量

原油、石炭、天然ガス等の各種エネルギーが電気や石油製品等に形を変えて最終的に消費者に使用されるエネルギーの量。

#### 温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質を温室効果ガスとしている。

### 【か】

#### カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

#### 化石燃料

石炭、石油、天然ガスなどのこと。動植物などの死骸が地中に堆積し、長い年月をかけて地圧・地熱などにより変成されてできたものであり、人間の経済活動で燃料として用いられるものの総称。

#### 環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたす恐れのあるもの。工場からの排水、排ガス、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガス、家庭や事業所でのエネルギー消費など、事業活動や日常生活が与える環境への影響。

#### グリーンインフラ

自然環境が持つ様々な機能を目的に応じて積極的かつ有効に活用することで、安全で快適な都市の環境を守り、街の魅力を高める社会基盤や考え方のこと。都市型水害の軽減やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全など、複数の機能や効果が期待されている。

#### グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないもの（例：エコマーク商品）を優先的に購入すること。

## 【さ】

### 再生可能エネルギー

再生可能エネルギーの導入可能性のこと。技術的に利用可能なエネルギーの大きさ(kW)または量(kWh等)のうち、エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因(土地の傾斜、法規制、土地利用、居住地からの距離等)により利用できないものを除いた推計時点のエネルギーの大きさ(kW)または量(kWh等)。

### 再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

### シェアリングエコノミー

インターネットを介して個人と個人・企業等との間で活用可能な資産(場所・モノ・スキル等)をシェア(売買・貸し借り等)することで生まれる新しい経済の形のこと。大きく、①空間のシェア(会議室、駐車場、民泊など)、②モノのシェア(フリーマーケットサービス、レンタルサービスなど)、③スキルのシェア(家事代行、育児など)、④移動のシェア(シェアサイクル、カーシェアなど)、⑤お金のシェア(クラウドファンディングなど)に分類される。

### 持続可能な開発目標(SDGs)

国連持続可能な開発会議(リオ+20)で提唱された「環境・経済・社会の3側面統合」とミレニアム開発目標(MDGs)の流れを受けた持続可能な開発に関する2030年の世界目標。17ゴール、169ターゲットから構成され、2015年9月、国連総会で持続可能な開発目標(SDGs)を中核とする「2030アジェンダ」が採択された。

### 循環経済(サーキュラーエコノミー)

従来の3Rの取組みに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動のことで、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指す。

## 水素ステーション

主に燃料電池自動車(FCEV)へ高純度水素を供給する設備のこと。方式によりオンサイト方式、オフサイト方式、移動式の3つに大別される。

### ステークホルダー

組織の利害関係者(個人または集団)のこと。

### 生物多様性

多くの種類の生物が存在し、それらが互いにつながり合っていること。この生物のつながりにより、豊かな生態系が保たれている。生物多様性は、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つの多様性から成り立つ。生態系の多様性は山・里・川・海など多くの自然環境があること、種の多様性は動植物から微生物にいたるまで多くの生物がいること、遺伝子の多様性は同じ生物でも異なる遺伝子を持つことにより色・形・模様などに多くの個性があることをいう。

## 【た】

### 太陽光発電

太陽光によって発電を行う方法。シリコン、ヒ素ガリウム、硫化カドミウム等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用している。

### 脱炭素社会

人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と、吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会。

### 地下水涵養

雨水や河川水などが地下に浸透して帯水層に水が供給されること。

なお、帯水層は、地下水を蓄えている地層であり、通常は粘土などの不透水層(水が流れにくい地層)にはさまれた、砂や礫(れき)からなる多孔質浸透性の地層(空隙が多く水の流れやすい地層)をさす。

### 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、

事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。

### 地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化対策を推進するための法律であり、地球温暖化対策計画の策定、地域協議会の設置等の国民の取組みを強化するための措置、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度などについて定めている。

### 適応策

地球温暖化の影響に対して自然や人間社会のあり方を調整すること。地球温暖化による地域におけるリスクを把握し、地域特性に適した社会インフラを整備すること等がある。「適応策」に対して、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための対策を「緩和策」という。

## 【な】

### ネイチャーポジティブ（自然再興）

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。過去1,000万年間の平均と比べて10倍～100倍もの速度で生物が絶滅していくなど、いわゆるマイナスの状態から、これまでの自然環境保全の取組みだけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていくことを趣旨とする。

### ネットゼロ

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書等では、温室効果ガスの排出量と温室効果ガスの除去量が一定期間において均衡している状態と定義されている。カーボンニュートラルとほぼ同義で用いられることがある一方で、違う状態を指して使用している場合もあり、ネットゼロについては広く共通した定義が確立されていない。

### 燃料電池

水素と酸素を化学的に反応させて水とともに電気を取り出すシステム。排出ガスが極めてクリーンで、発電効率が高く、発電の際に発生する熱が給湯・暖房などに利用できる。

## 【は】

### バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

### パリ協定

2015年12月にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された協定。先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組みを実施すること等を規定した。歴史上初めて全ての国が参加する公平な合意であり、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成することをめざしている。

### ハンギングバスケット

草花を寄せ植えた鉢を、壁に掛けたり、吊したりして観賞するガーデニングの手法。

### ヒートアイランド

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をいう。都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。

対策として、緑地や農地の保全、緑化の推進、道路舗装の工夫などが有効とされる。

### ヒートショック

急激な温度変化が体に及ぼす影響のこと。血圧や脈拍が急変動することで深刻な事態につながるケースがある。

## ビオトープ

「生きものの生息空間」を意味し、草地、川、池など、大小関わらず生きものが生息・生育できる条件を備えた場所はすべてビオトープである。

## フードバンク

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈してもらい、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動のこと。

## プラネタリー・バウンダリー

人間活動による地球システムへの様々な影響を客観的に評価する方法の一つ。気候変動、オゾン層の破壊、生物多様性の損失、土地の改変など地球の変化に関する各項目について、人間が安全に活動できる範囲内にとどまれば人間社会は発展し繁栄できるが、境界を越えることがあれば、人間が依存する自然資源に対して回復不可能な変化が引き起こされるとされる。

## 【ま】

### マイクロプラスチック

ポイ捨てや放置されたプラスチックごみが、河川などを通じて海へ流出した「海洋プラスチックごみ」の中でも5mm未満の微細なプラスチックごみのこと。近年、海洋生態系への影響が懸念されている。

### 見える化

目に見えにくい情報や状況を定量的または定性的に分かりやすく表現し、関係者間で問題の所在を認識、共有して対応可能なものとするための取組みを指す。例えば、CO<sub>2</sub>排出量やエネルギー使用量、取組みによるそれらの削減効果、環境に配慮して生産・製造された商品であることを示す認証ラベルなど、様々な「見える化」がある。

## 【ら】

### 緑被率

緑が地表を被う部分（樹木、草地、農地、屋上緑地）の面積が地域全体に占める割合。

## 【英字】

### コップ C O P

Conference of the Parties（条約の締約国会議）。気候変動枠組条約、生物多様性条約で使われることが多い。

### ジーエックス G X

Green Transformation（グリーントランスフォーメーション）の略称。これまでの化石エネルギー（石炭や石油など）中心の産業構造・社会構造から、CO<sub>2</sub>を排出しないクリーンエネルギー中心に転換すること。

### アイピーシーシー

### I P C C（気候変動に関する政府間パネル）

Intergovernmental Panel on Climate Changeの略称。1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）によって設立された。各国政府の気候変動に関する政策に対し、科学的な基礎をあたえることを役割とし、定期的に地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を作成し、公表している。

### ゼーブ Z E B

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。

室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネルギー化を実現した上で、エネルギー自立度を極力高め、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることをめざした建築物のこと。

次の4段階に分類される。

#### ◇Z E B

年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物

#### ◇Nearly Z E B（ニアリー・ゼブ）

Z E Bに限りなく近い建築物として、年間の一次エネルギー消費量をゼロに近づけた建築物

#### ◇Z E B Ready（ゼブ・レディ）

Z E Bを見据え、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物

#### ◇Z E B Oriented（ゼブ・オリエンテッド）

Z E B Readyを見据え、外皮の高断熱化、高効率な省エネルギー設備に加え、さらなる省エネルギーのための措置を講じた建築物

## ゼ ッ チ Z E H

Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称。

高い断熱性能と高効率設備により、室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間での一次エネルギー消費量をゼロとすることをめざした住宅のこと。

戸建住宅の場合は、次の3種に分類される。

### ◇Z E H

外皮の高断熱化、高効率な省エネルギー設備と、再生可能エネルギー等により、年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスとなる住宅

### ◇Nearly Z E H（ニアリー・ゼッチ）

Z E Hを見据え、年間の一次エネルギー消費量をゼロに近づけた住宅

### ◇Z E H Oriented（ゼッチ・オリエンテッド）

Z E Hを志向し、外皮の高断熱化、高効率な省エネルギー設備を備えた住宅（都市部狭小地及び多雪地域に建築された住宅に限る）

## ゼ フ Z E V

Zero Emission Vehicle（ゼロ・エミッション・ビークル）の略称。

東京都は、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（E V）や燃料電池自動車（F C V）、プラグインハイブリッド自動車（P H V）をZ E Vに位置づけている。狭義には、ガソリンを使わないことにより、C O<sub>2</sub>だけでなく、大気汚染の原因となるN O<sub>x</sub>、S O<sub>x</sub>なども含め、排出ガスを一切出さない電気自動車や燃料電池自動車を指す。

## 世田谷区環境基本計画

---

2025（令和7）年3月

<編集・発行> 世田谷区 環境政策部 環境計画課

〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-20-1 世田谷区役所二子玉川分庁舎

[電話] 03-6432-7131 [FAX] 03-6432-7981

[ホームページアドレス] <https://www.city.setagaya.lg.jp/>

広報印刷物登録番号 No. 2357

**世田谷区環境基本計画 2025(令和7)年度~2030(令和12)年度**

2025年3月発行

**編集・発行** 世田谷区 環境政策部 環境計画課

〒158-0094 東京都世田谷区玉川 1-20-1 世田谷区役所二子玉川分庁舎

[TEL] 03-6432-7131 [FAX] 03-6432-7981

[ホームページアドレス] <https://www.city.setagaya.lg.jp/>

広報印刷物登録番号 No.2357